

平成24年11月（第13回）教育委員会会議録

1. 開催の日時及び場所

平成24年11月22日（木）15:00～18:00
宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

縄田 和光 委員長
水田 和江 委員
三原 節子 委員
赤川 宏 委員
白石 千代 教育長

3. その他議場に参加した者

佐貫教育部長、辻村教育次長、上村総務課長、村重施設課長、中野学校給食課長、唐沢文化財活用推進室長、藤田図書館副館長、伊藤学校教育課長補佐、濱原総務係長

4. 傍聴者 7名

5. 趣 旨

委員長： ただいまから、平成24年11月22日の教育委員会会議を開催いたします。本日は委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

会議録の承認についてですが、前回の会議でお配りしています第11回の会議録について、ご異議等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

委員長： それでは、第11回の会議録については、承認とさせていただきます。

続いて、前回開催の第12回の会議録についてですが、机上に配付していますので、次回会議までにご覧いただき、次回の会議でご承認を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は、赤川委員にお願いします。

委員長： 本日の議題は、「議案第21号 宇部市学びの森くすのき条例制定の件」、
「議案第22号 宇部市立図書館条例中一部改正の件」、「教育費補正予算について」、「学校給食調理業務の見直しについて」、「教育委員会の事務の点検及び評価について」、「宇部市奨学生選考委員会委員の選任について」の6件と、その他の事項4件となっておりますが、本日は傍聴者の方がいらっしゃいますので、会議の公開・非公開の確認を行いたいと思います。

議案のうち、「議案第21号 宇部市学びの森くすのき条例制定の件」、「議案第22号 宇部市立図書館条例中一部改正の件」、「教育費補正予算について」は、これから議会に提案する案件であり、非公開にしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員長： 異議がないようであれば、公開・非公開の採決を行います。非公開に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全委員挙手)

委員長： 全委員の一致により、議案第21号、第22号及び教育費補正予算については、非公開と決定します。

なお、傍聴がありますので、審議する順番を公開できる議題からに変更し、議題の4番目「学校給食調理業務の見直しについて」から始めたいと思います。

それでは、審議に入りますので事務局から説明をお願いします。

事務局： 学校給食調理業務の見直しについては、これまでも会議において説明させていただき、船木小学校給食調理場への見学や試食等もしていただきました。これから、共同調理場等の調理業務の民間委託について、教育委員会としての方針を決定していただきたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願います。

(資料4に基づき、方針、対象施設及び実施時期、委託する業務内容、安全性、委託による効果等についての説明を行う。)

委員： アレルギー食への対応が一番気になりますが、具体的に今、個別に対応できているのかどうかを説明いただきたいのですが。

事務局： アレルギー食への対応は、基本的には直営の調理場では、ほぼ行っていますが、一部行っていないところもあります。このため、共同調理場等の民間委託にあわせて、その辺の対応を検討していきたいと考えております。

委員： 資料では民間委託した時に、校長先生の検食がありますが、調理場における検食はどうなりますか。

事務局： 資料の図では簡略化していますが、実際には、共同調理場の場合はセンター長や所長が検食した上で、各学校の校長も検食するという二重になっています。自校方式の調理場では、校長だけの検食になります。

委員： 学校ではふつう学校長が検食を行いますが、校長は業務も忙しく決まった時間に検食を行うことが難しいことも多々あると思います。安全性の面では十分に気を付けていただきたいと思います。

事務局： 各学校では校長が不在の場合は、教頭先生など順番を決めて必ず検食が行われるように指導を行っております。

委員： 民間委託による効果は、年間で4千万円になると見込んでおられますが、平成31年度に10箇所すべてが民間委託したときの数字と考えてよいのでしょうか。

事務局： 委託は段階的に行いますので、最終的に10箇所が実施された場合の効果額となります。

委員： 初年度単年での効果額はいくらになりますか。

事務局： 西岐波学校給食共同調理場で試算しますと900万円程度を見込んでいます。

委員： その900万円をすぐにアレルギー食への対応などに使うことは可能ですか。

事務局： 現在の共同調理場では、今のところアレルギー食への対応できる設備や人員の配置が整っていない状況ですので、民間委託にあわせて進めていきたいと思

います。

委員：できるだけ早くアレルギー食への対応が出来るようお願いします。

教育長：段階的に調理業務を民間委託していく中で、現調理員の雇用について、説明していただけますか。

事務局：調理員の職を維持する観点から、定年退職される人数にあわせ段階的に民間委託を行っていきます。なお、若い調理員の中には栄養士の資格を持っている方もいますので、そういう方には食育指導に関わるポスト等も考えていきたいと思えます。

委員長：献立の作成、食材の発注が栄養士の業務となっていますが、委託業者への指導はどのように行われますか。現場で直接するのですか。

事務局：基本的には、栄養士が委託業者の責任者に調理業務の指導や指示を与えることとなります。現場で責任者に指導することもありますし、事前にミーティングという形で、前日等に打ち合わせするという事もあると思えます。

委員：今後、栄養士には大きな責任や負担がかかることが想定されますが、子どもたちの命を守る一番大事なポストと思えますので、関連機関や医療機関と連携がとれる体制づくりや支援について検討していただきたいと思えます。

事務局：市の職員で栄養士の資格を持っている方を中心として、アレルギー食の対応等も含めた体制づくりについて考えていきたいと思えます。

委員：船木小学校の給食調理場では、すごく衛生面で気を使われていて、てきぱきと何度も手洗いをされ、その動きが大変機敏だったのが印象的でした。これを見て、調理業務や食器洗浄業務を委託することに問題はないと思ったのですが、業者に委託するのであれば、必要に応じて抜き打ち検査等も必要ではないかと考えます。

事務局：毎年すべての調理場を保健所の方が検査しており、私どもも一緒に行っていますが、抜き打ちでは行っておりません。現場の受入体制も必要になると思えますので、今後の検討課題とさせていただきます。

教育長：船木小学校の給食調理場で作られた給食を初めて食べましたが、直営と何の遜色ないと思えました。何よりも嬉しかったのは、調理員の方が本当に誠心誠意、色々工夫されている話も聞き、ランチルームで子どもたちが食べているのを気遣って、食事中は見ておられました。子どもに対する愛情は変わらないと感じ、非常に安心しました。

委員長：他にご意見等ありませんか。

これまで複数回にわたり協議し、実際に施設見学や試食等も行いました。これまでの協議を踏まえ、平成26年度から段階的に調理業務を民間委託していくことを、教育委員会の方針としたいと思えます。皆さんよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員長：民間委託するにあたり、十分な対策がとられることと、対象となる保護者や学校にもつぶさに説明していただき、理解を得ながら進めていただきたいと思えます。

続いて「教育委員会の事務の点検及び評価について」事務局から、説明をお

願います。

事務局： 点検・評価調書については、9月25日の会議において一度ご意見をいただいておりますが、その後、学識経験者の意見を聴取する会議を10月24日と11月5日に開催し、そこで出された意見を資料5のとおり、「教育委員会の事務の点検及び評価について」として取りまとめましたので、説明させていただきます。

(資料5に基づき、報告書及び調書の変更点等についての説明を行う。)

なお、本日承認されました後には、議会への報告と市ホームページでの公開を考えておりますので、ご審議のほどよろしく願います。

委員： 学識経験者からの知見として、全体の評価が簡潔にまとめられており分かり易いと思います。その中でPDCAをきちんと行って欲しい、各課の連携共同が必要とありましたが、私もこの2つが一番大事なところと思っています。

毎年今の時期に点検・評価を行っていますが、課題について検討し、実施されるのは多分来年になると思います。PDCAのCとAがきちんとできるような評価をしたら出来るだけ早く、改善が図れるように努めていただきたいと思います。

それと、連携・情報交換したほうが良いと思ったのが、例えば「ふるさと学習副読本作成事業」で、文化財の活用推進事業などと情報交換することで、副読本として宇部というものを子どもたちにきちんと伝えていけるようになると思います。そういう所の情報交換を是非していただきたいと思います。

事務局： 各課の情報交換、情報共有につきましては、現在策定作業中の教育振興基本計画において、これまで各課がそれぞれ作っておりました方針や指針を、まとめた形で計画を進めており、引き続き、連携を強めていきたいと考えています。

それと、もう一つの点検・評価の実施スケジュールについては、これまで決算が確定します9月以降に行っていますが、言われるとおりに少し時期が遅いと思われるので、来年度からは、決算見込みが立つ出納閉鎖の5月末から実施していくように変更していきたいと考えます。

委員長： この点検・評価は全項目一度に、同じ時期にしなくてはいけないという規定があるのでしょうか。読書活動等の予算がない事業だけでも直ぐに出来るのではないのでしょうか。

事務局： 教育委員会の事務の点検・評価ということで、関連する事業等もありますので、今のところは全体をまとめて実施していきたいと考えております。

委員： やはり点検というものが次の計画に活かされないといけませんし、社会もどんどん変わっていきますので、時間的なものはできるだけ早くしていただきたいと思います。

委員： 教育、学校、子どもたちはどんどん変わっていきますので、できるだけ早く課題を解決していく体制にしていきたいと思います。

それと、個別の事業についてですが、幼保小の連携事業の今後の課題として「小学校から幼保への情報提供を行う」というところで終わっていますが、小

学校に就学する子ども達が小学校での学習や生活に不安を感じないよう学校と幼保が今まで以上に情報の共有を図り連携を深めていただきたいと思いますので、幼保の方から学校への情報提供についても入れていただきたいと思います。

委員： 点検・評価とは直接関係ありませんが、各学校では、学力向上推進事業に対してかなり力を入れているように感じていますが、実際に学校に行って授業を見てみると、個々の先生の力に差を感じます。その辺りにもどかしさを感じているわけですけど、もう少し打つ手が無いのかなとそんな気がしています。

教育長： 教育委員会では、これまで校内研究、授業研究の時間をとるように指導し、指導員やアドバイザーも派遣していますが、実際には子どもたちを直接教える学校の管理職や教職員にかかっています。

学びの授業を小学校でも取り入れ始め、子どもたちが主体的に学べるように、課題に対して一生懸命取り組むような授業を進めていますが、残念ながら変えられない教員もいます。校長がPDCAを回して授業研究にも成果が上がっている学校もあれば、それがなかなか難しい学校もあります。教育委員会では、もっと支援をしていかなければいけないし、学校の中の研修体制の質の向上等の支援をしていかなければいけないと思っています。

委員： いくつかの中学校の学びあいの授業を見させていただき、先生方が本当に熱心に取り組まれているのが伝わってきました。

なかなか学力には反映されていませんが、不登校の数も減ってきているということで、そのうち絶対効果は表れてくると思っています。

学びの授業は思春期で男女の関係を少し意識しはじめる中学校で始めるよりも、小学校の段階でもっと児童間同士がいろいろな意見交換できる関係を築いていけばもっと効果が出てくると思います。

小学校の先生に力量の差があるということについてですが、小・中学校に関わらずどうしようもない現実だと思っています。小学校では同じ学校でありながら担当の教員により学級格差ができてしまうことに繋がります。このためには、現在5・6年生で取り組んでいる教科担任制を進めていく必要があると考えています。

委員： 地産地消推進事業で、天候による影響で評価がCとなっていることについては、もう少し総合的に考えてもいいのではないかと考えていますが、結果のみで判断されるということで、やむを得ないのかもしれませんが。

事務局： 今後、検討していく必要があると思いますが、今の評価方法では、目標に対する結果でA、B、C、Dということで評価しますので、例えば耐震化工事等は工事が完了すれば必然的にAになります。

委員： 特別支援教育推進事業で、特別支援学級に在籍する児童生徒数は年々増加しており、というところが大変気になります。以前でしたら普通学級に在籍しているのではないかという子どもが特別支援学級に在籍しているようなことがあります。

特別支援学級という判断はとても慎重にしなければいけないと思っています。

すが、支援が必要な児童生徒が普通学級にいることのメリットも大変あると思っています。

その子自身も普通学級にいることで成長する面もありますし、同時に周りの子どもたちもそういう子どもにどのように接したらいいか、ということを知るメリットがあると思います。

特別支援学級に在籍させる判断は保護者の希望もあると思いますが、大変慎重にやっていただきたいというお願いです。

委員：確かに、発達障害の子どもへの対応はとても難しいので、慎重にしていけないといけなことはないと思いますが、それと併せて、教員の対応の仕方、支援する教員の連携の仕方あたりが、これからの課題だと思いますのでよろしくお願いします。

委員：ふれあい運動推進事業についてですが、宇部市は山口県内でずっと青少年の犯罪がワーストの状況にあります。根本的に子どもの規範意識をどう育てていくことが良いのか、本質から入らないと、宇部の子どもは変わらないような気もしています。

規範意識というのは、マナーではなく、モラルです。見張るとか、罰則ではマナーは良くなるかもしれませんが、モラルは育たないと思っています。

そのあたりをこれからどのように考えていかなければならないのか、時間をかけてやっていく必要があると思っていますので、別の機会で議論していきましょう。

委員長：個々の事業については他にもご意見があると思いますが、点検・評価の調書に関して他にご意見はありませんか。

他になければ、幼保小の連携事業等、委員からの意見を反映させていただき承認することでよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員長：続いて、「宇部市奨学生選考委員会委員の選任について」議題といたします。事務局から説明お願いいたします。

事務局：宇部市奨学生選考委員会の委員については、資料6にありますように宇部市奨学基金条例施行規則第6条第2項の規定により、教育委員、中学校代表者、教育委員会事務局職員、学識経験者で選考委員会を構成しています。その中の1号委員であります教育委員については、現在、縄田委員長にお願いしていますが、その任期が平成25年1月19日までとなっております。つきましては、新たな委員を教育委員の中から選出する必要がありますので、審議についてよろしくようお願いいたします。

なお、委員の任期については、平成25年1月20日からの2年間となり、教育委員を除く、その他の選考委員会委員についても現在調整中ですので、決定後に、教育委員さんとあわせて市長から委員としての任命となります。

委員長：今説明がありましたように、選考委員会委員の1号議員を教育委員会から選出する必要がありますが、ご意見や、推薦等があればお願いします。

委員長：ご意見等なければ、三原委員にお願いできればと思いますが、ご了承いただ

けないでしょうか。

委員： 私であれば、引き受けさせていただきます。

委員長： 選考委員については、三原委員とさせていただいてよろしいですか。
(全委員異議なし)

委員長： 続いて、その他の事項「宇部市立岬小学校建替検討協議会について」説明をお願いします。

事務局： 宇部市立岬小学校建替検討協議会については、第2回の検討協議会を9月28日、第3回を11月11日にそれぞれ開催いたしましたので、その内容について報告させていただきます。(資料7に基づき報告を行う。)

委員： 学校からの意見集約ということですので、特に異論ということではないのですが、ここの学童保育はどうなっていますか。

事務局： 学童保育は、ふれあいセンターで行われています。

委員： 小学校の周りは昔と比べて賑やかになっており、交通量もありますので、低学年の子どもはちょっと危ない面もありますので、安全面に配慮されて、工事が進むようにお願いします。

委員： 通常教室が各学年に1クラスに対して、特別教室が30から33になっており、数が大変多いように思います。特別教室は必要と思いますが、音楽室や職員室が1から2になっているのはどういうことでしょうか。

事務局： この数値は、学校からの要望に基づき作成しているもので、職員室等が2つになっているのは、確認しておりませんが通級指導等を行うための特別支援の関係と思われる。

現実的には、設置基準がありますので、子どもの人数に対して、学校の面積や床面積に制限がありますので、全部要望どおりにはなりません。

委員： 二学期の終わりに、保護者アンケートを実施するとなっていますがどのような内容ですか。

事務局： これは小学校が自主的に行うアンケートであり、内容までは把握していません。

委員長： 他にご意見、ご質問等なければ、この件については、引き続き報告をお願いします。

次に、「宇部市立小中学校の適正配置について」をお願いします。

事務局： 宇部市立小中学校の適正配置について、小野中学校に係る保護者説明会を10月19日及び11月20日に開催しました。また、見初小学校・神原小学校の統合についての準備委員会を10月24日に開催しましたので、その内容についてあわせて報告させていただきます。

(資料8に基づき、報告を行う。)

委員： 小野中学校の関係についてですが、資料では、クラブ活動の状況と地域と連携した伝統文化活動について説明したとありますが、その内容について説明をお願いします。

事務局： クラブ活動としましては、現在、小野中学校では男子の卓球部と女子のソフトテニス部、それと男女の文化部の3つのクラブ活動があります。厚東中学校

では、男子が野球部とソフトテニス部、女子がバレーボール部と吹奏楽部、そして男女による文化部の5つのクラブ活動があります。やはり規模が大きくなればクラブ活動の選択の幅も増えてくるということを説明しました。

それから地域と連携した伝統文化活動ということで、現在小野中学校では、地域の産業でありますお茶に関わる体験活動や、紙漉き実習、それから福祉関係の活動をしています。厚東中学校では、地域にあります特別養護老人ホームの運動会、厚東の夢太鼓など、地域と連携した伝統・文化活動や福祉活動をしていることを報告しております。

委員： 現状の説明だけということですか。例えば伝統文化に関してこれからどういうふうに取り組んでいくとか、そこまでは踏み込んだ内容ではないということですね。

事務局： 現状のみの説明です。今後、学校の活動の中にどういうふうに生かしていくのかというようなことは、学校あるいは統合組織等の中でご協議いただければいいかなと、現段階では考えております。

委員： 見初と神原校区に配る準備委員会だよりは、地域の人に客観的な情報を提供するという意味ではすごく大切なことだと思うので是非やっていただきたいのですが、編集などはどこがされるのですか。

事務局： 編集はこちらの事務局で行い、各委員には事前に内容を見ていただき、その後、見初と神原の両校区の全戸に配布していきます。今、12月1日に配布する準備をしており、案の段階ができておりますので、後ほど参考までにお渡しします。

委員長： 小野中学校には視察にも行きましたが、通学については大変な苦勞をしていると思いますが、その辺りの対策を考えて欲しいというのが要望もあると思いますが、寮などの希望はありますか。

事務局： 事務局では、スクールバスでの通学を検討しており、できるだけ最初の乗車から短時間でルート設定ができるように設計していきたいと考えております。寮という希望や意見はまだでておりません。

委員長： ルートは具体的に示されたのですか。

事務局： 小野地区では、現在路線バスと生活交通バス、デマンドタクシーが運行されていますので、同様のルートを考えておりますが、ルートについては、毎年生徒の所在地が変わることが予想されますので、毎年利用する生徒の状況を把握しながらルート設定を行うようになると説明しています。

委員： 参加者からの主な意見の中に、「一歩も前に進んでいないこの状況が子どもたちのためになるのか」という意見がありますが、言われるとお子子どもたちの中学校生活というのは二度と戻ってこないわけですから早く良い方向に向かっていただきたいです。小・中と同じ少人数の中で過ごすよりも、中学校では新しい人間関係ができる、社会性が身につく、そういう教育的なメリットが沢山あることをもっと理解して頂けたらと思います。

教育長： 委員の皆さんも学校が無くなることに対してものすごく責任を感じられており、アンケート調査でも意見は半々でありましたし、皆さんが納得した上で統

合という方向には難しい状況ですし、もう少し時間が必要と思っています。

委員： 難しいですね。やはりこの適正配置の趣旨を理解してもらわないと先へは進めないところがあるかもしれません。一つ一つ納得していただくには、いろいろな事例を持って行って、現実そうなったときに子どもたちがどうなるのかを示していくことが重要と思います。

しかし、確実に人数が減っていく中で、いつまでも考えることもできませんので、今考えないといけない時期にきているということですよ。

委員長： 今後とも丁寧に関係者と協議を進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

ここで、暫時休憩とさせていただきます。

(休憩)

委員長： 会議を再開します。

続いて「宇部市教育振興基本計画について」事務局から、説明をお願いします。

事務局： 10月30日に第4回目の検討委員会、11月17日にワークショップの開催、昨日第5回目の検討委員会が開催されましたので、その内容についてご報告します。

(検討委員会の内容、及び子どもワークショップの概要についての報告を行う。)

委員長： 続いて「平成25年度予算編成方針について」説明をお願いします。

事務局： 11月12日付けで、平成25年度予算編成方針が示されましたので、その内容について説明させていただきます。

(資料10に基づき、説明を行う。)

委員長： 予算については厳しい状況ではありますが、子どもたちの教育のために必要な予算はしっかりと確保して頂きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で公開できる議題については終了しましたので、これより非公開の議題とします。(既に傍聴者退室済み)

「議案第21号 宇部市学びの森くすのき条例制定の件」について、説明をお願いします。

事務局： 「宇部市学びの森くすのき条例制定の件」について、説明させていただきます。

条例制定理由については、本市固有の歴史及び伝統文化に関する資料、図書その他の資料を収集し、及び保存するとともにその活用を図ることにより、市民の学習活動、文化活動及び創造活動を支援し、もって本市の教育、学術及び文化の発展に資するため、学びの森くすのきの設置及び管理に関する条例を整備するものであります。

当該条例案につきましては、前回の会議において事前にご審議をいただき、その後、法令係等とも協議しながら、別紙のとおり修正しましたので、改めて説明させていただきます。

(資料1に基づき、条例案の説明を行う。)

委員 長： ご意見やご質問はありますか。

委員： 第5条に開館日が示されてありますが、その中で「特に必要があると認められるときは、休館日に開館又は開館日に閉館できる」とありますが、どのような場合が想定されますか。

事務局： 自然災害や機械の故障等により、止むを得ず閉館することや、イベント等で閉館日に開館すること等が想定されます。これについては、図書館条例においても同様の記載となっています。

なお、前回の会議においてご指摘いただきました開館時間等については、明記させていただきました。

委員 長： この件は前回の会議で審議していますので、他にご意見がなければ承認することよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員 長： では、次の議案「第22号宇部市立図書館条例中一部改正の件」をよろしくお願いいたします。

事務局： 宇部市立図書館条例中一部改正の件について、説明します。

条例の改正理由については、利用者の利便性向上を図るため木曜日の開館時間を延長するとともに、学びの森くすのき図書館の設置に伴い、所要の整備を行うものです。

当該条例案につきましても、前回の会議において事前にご審議をいただいておりますが、12月議会に上程するにあたり、改めて説明させていただきます。

(資料2に基づき、条例案の説明を行う。)

委員 長： ご意見やご質問はありますか。

委員： 開館時間の延長については、喜ばれることなので問題ないと思います。

委員 長： 他にご意見等なければ、原案どおり承認することよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員 長： 続いて「教育費補正予算について」説明をお願いします。

事務局： 12月議会に上程します教育費補正予算について説明させていただきます。

(資料3に基づき、補正予算の内容について説明を行う。)

委員： 非常勤講師報酬について削減されていることについて、詳しく説明していただけますか。

事務局： これにつきましては、全小中学校35人学級化に伴い、当初市費で予定していました非常勤講師の経費が県の補助対象となったことから、その分について減額したものです。2分の1が補助対象でしたので歳入についてもあわせて減額しているものです。人員の体制には影響ありません。

委員 長： 補正予算については承認することよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員 長： 以上を持ちまして第13回の教育委員会会議を閉会といたします。